

# Yano Data Bank



## 会員登録申込書

申込日 年 月 日

株式会社 矢野経済研究所 行

ヤノデータバンク (YDB) 利用規程を承諾のうえ、YDB 会員登録の申し込みを致します。

御社名  業種   
Company Name Main Business

所在地 〒     
Company Address

部署名  役職名   
Division/Department Title

担当窓口御氏名 (フリガナ)   印

TEL  -  -

FAX  -  -

E-mail

利用開始月とコース、追加サービスを選択してください。料金は別紙の価格表でご確認ください。

利用開始月	年 月 より	備考
	「スタンダード」コース	
	「プラス」コース	
利用人数	計 名 ( 名追加)	
同時アクセス数	計 ( 追加)	
追加サービス		
	WHATS セミナー 定額視聴サービス	
同時アクセス数	計 ( 追加)	
支払予定日	年 月 日	

※支払いは一括年払いです。  
 ※年間情報料の他に別途登録料（初年度のみ）がかかります。  
 ※WHATS セミナー 定額視聴サービスの利用人数は契約（本体）と同一とさせていただきます。  
 ※登録料及び年間情報料、年間視聴料（選択された場合）の請求書は、会員登録申込書を頂き次第お送り致します。

登録申込書送付先: **株式会社 矢野経済研究所** URL <http://www.yano.co.jp/ydb/>  
 ヤノデータバンク E-mail [ydb@yano.co.jp](mailto:ydb@yano.co.jp)

YDB 東京 〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2 中野坂上セントラルビル 5F  
 TEL 03-5371-6914 FAX 03-5371-6971  
 YDB 大阪 〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 1-8-6 大永ビル 5F  
 TEL 06-6266-1391 FAX 06-6266-1393  
 YDB 名古屋 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町 2-3 YWCA ビル 3F  
 TEL 052-962-2461 FAX 052-962-1920



本規程は、大切に保管してください。

## YDB 利用規程

2022年4月1日改定

### 第1条 総則

- 1.本規程は、ヤノデータバンク(以下「YDB」といいます。)が会員に対する情報提供サービス(以下「YDB サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。本規程に定めなきものは、別紙パンフレット等に定めるところによります。
- 2.本規程において、疑義が生じた事項については、必要に応じて会員とYDBとの間で協議し円満に解決を図るものとします。
- 3.本規程は、YDBの利用に関する契約が効力を生じた日より適用するものとします。
- 4.本規程及びYDBサービス内容は、契約期間中に変更が生じる場合があります。その際、YDBは当該変更後の規程及びYDBサービス内容を事前に会員に通知します。会員は、本規程及びYDBサービス内容変更後、最初の利用をもって、変更事項を同意したものとします。

### 第2条 会員の資格等

- 1.「会員」とは、株式会社矢野経済研究所(以下「当社」といいます。)が運営するYDBを利用するにあたり本規程を承諾の上、当社所定の手続きに従って会員情報登録を完了した法人をいいます。
- 2.YDBが1.に定めるところにより、会員登録を完了し、会員に対して会員番号を通知した時に契約(以下「本契約」といいます。)が成立するものとします。
- 3.「利用者」とは、会員に属する個人であって、YDBサービスを利用するために登録した者をいいます。登録の際、当社は証憑の提出を求めることができます。
- 4.「登録事業所」とは、YDBを利用するにあたり会員とYDBとの間でYDBサービスを利用すると取り決めた会員の事業所のことをいいます。

### 第3条 用語の定義

- 1.「会員窓口」とは、YDBの利用に関して会員とYDBとの間で連絡及び調整等を行う担当者として会員が指定する者をいいます。
- 2.「会員証」とは、第2条の定めにより、YDBが発行し会員に貸与する会員資格証明のカードをいいます。
- 3.「個人カード」とは、「利用者」個々に発行されるカードで、YDB閲覧室(以下「閲覧室」といいます。)利用時に提示するカードをいいます。
- 4.「個人CD」とは、「利用者」個々に付与されるユーザー識別番号で、YDBにおける利用管理に用いるものをいいます。
- 5.「グループCD」とは、YDB eLibraryを事前登録不要で利用できる識別番号で、YDBにおける利用管理に用いるものをいいます。
- 6.「CSクーポン」とは、コピーサービスクーポンの略で、来館時及びWeb上のコピーサービスで利用できる無料サービスクーポンをいいます。
- 7.「YDB eLibrary」とは、オンラインで資料を閲覧できるYDBが提供する電子ライブラリサービスをいいます。
- 8.「YDB eLibraryメンバー」とは、YDBの「利用者」のうち、「YDB eLibrary」サービスに登録した者をいいます。
- 9.「YDB会員専用サイト」とは、会員No、個人CDを用いて、YDBサービスを利用できる当社のWebサイトをいいます。

### 第4条 支払

- 1.登録料は一括払いとします。年間情報料(以下「YDB eLibrary年間利用料」を含む。以下同じ。)は一括払い又は月払いとします。登録料、年間情報料が一括払いの場合、またYDBコピー料、資料購入代の支払いについては、原則として請求書に記載された期日までに当社指定金融機関へ振込むものとします。期日までに連絡なしに支払いがなされない場合、支払いの完了が確認されるまでYDBサービスの提供を停止する場合があります。年間情報料が月払いの場合は、毎月23日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に会員ご指定の口座から自動引き落としいたします。
- 2.一旦支払われた登録料及び年間情報料は、理由の如何を問わず返還しないものとします。ただし、YDBがYDBサービスの提供をYDBの事情によって停止した場合は、その限りではないものとします。
- 3.YDBが会員に進呈するCSクーポンは、会員に対する特典サービスとし、コピーサービスの支払いにのみ充てることができるものとします。また、CSクーポンの利用は当社指定期間内かつ契約期間中のみとし、有償でのコピーサービス利用後に月末締めYDBコピー料の請求分の支払いに充てることができないものとします。

### 第5条 期間

- 1.YDBサービスを利用できる期間は、登録が行われた日を含む登録月の初日より1年間とします。年間情報料が月払いの契約においても契約期間中の退会はできません。
- 2.契約更新は自動的に行われるものとします。本契約期間が満了する前に、

YDBより次年度の請求書を送付します。

- 更新しない場合は、退会の旨を契約満了月のYDBの最終営業日までに連絡することにより、契約は解除されるものとし、会員は本契約解除後、速やかに会員証等をYDBに返却するものとします。
- 本契約期間の末日までに退会の連絡がない場合は、契約更新の了承とみなし、会員は年間情報料の支払いをするものとします。
- 契約の解除後に再入会する場合、登録料が再度発生するものとします。
- 3.会員の利用状況等により、YDBの判断にて契約更新を行わない場合があります。
  - 4.契約期間中に登録事業所の利用及びYDB eLibrary利用に関する契約を追加する場合は、追加する契約の満了日は、既存の契約満了日と同日とするものとします。

### 第6条 利用者

- 1.YDBの利用は、登録事業所に籍を置き、かつその身分を証明可能な従業員に限りまします。したがって、以下の場合は利用できないものとします。
  - 1) 同一企業の従業員でも他の事業所に籍を置く者(登録事業所以外の支所・支店・分室・営業所の勤務者)
  - 2) 関連会社の従業員、出向中の従業員、派遣社員、外部協力スタッフ
  - 3) その他社員証や名刺などでその企業の従業員と証明できない者(アルバイト勤務者等)

但し、上記に当てはまる場合でも、会員窓口またはそれに準じる業務に主として従事していて、事前に利用者としてYDBが受理した場合は除きます。

また、YDB eLibraryメンバーは、YDBの利用条件及び下記条件を満たさなければならぬものとします。

- 1) 所属する法人企業の電子メールアドレスを利用できる。
  - 2) 会員は認証コード等の当社から発信される通知メールを確実に受信するため、当社のドメイン yano.co.jp をセーフリスト(受信許可設定)に登録するなど、会員社内にて対応しなければならない。
- 2.YDBが発行した個人カード及び個人CDは、本人のみの利用とします。他人に貸与・譲渡することはできません。YDBが発行した個人カード及び個人CDを、本人以外が利用した場合に発生した損害等については、その損害等が会員の責めに帰すべき場合に限り会員がその責任を負うものとします。
  - 3.会員の登録情報に変更があった場合、会員と利用者は速やかにYDBに届け出るものとします。また、変更の届けがなされないことにより、会員に不利益が生じた場合は、YDBは自己に責任がある場合を除き一切その責任を負わないものとします。
  - 4.YDB eLibraryの利用は、YDB eLibraryサービスに登録した者に限りまします。また、登録された者について以下が生じた場合を除き、YDB eLibraryメンバーの削除及び変更はできません。
    - 1) 退職
    - 2) 事業所の変更が伴う異動
    - 3) 契約更新時登録については契約にて定めた利用人数の上限以内で随時可能です。
  - 5.過去3年間に利用がない利用者(個人CD)は、YDBの権限で削除できるものとします。

### 第7条 利用行為

- 1.閲覧室の利用は、登録した1箇所での利用とします。
- 2.1.1にかかわらず会員が閲覧室(東京・名古屋・大阪)の利用に関する複数の契約を行っている場合は、それらの契約において登録した閲覧室を利用できます。
- 3.当社発刊資料のコピー(有料)利用枚数は、会員企業1社につき各資料の総ページの半分までとします。また、同一企業で複数の契約をしている場合も、登録単位(会員番号別)ではなく1企業あたりの合計ページの利用枚数をカウントするものとします。
- 4.資料に関する問い合わせは、資料に掲載されている内容・データの範囲内に限るものとします。
- 5.YDBにて取得した資料は利用者が所属する事業所内でのみ利用可能です。また、問い合わせは、利用者本人からに限るものとし、YDBにて受付けます。
- 6.会員はいかなる理由があってもコピーサービス申込後のキャンセル及び返品はできないものとします。ただし、YDBが提供するデータに不備があった場合は、その限りではないものとします。

### 第8条 禁止行為

- 1.YDBの利用にあたり、閲覧室内での以下の行為を禁じます。
  - 1) YDB所蔵の資料等の閲覧室以外での利用
  - 2) YDB所蔵の資料を毀損する行為
  - 3) 他の会員に迷惑・不利益を与える行為
  - 4) スキャナー及びその他の機器を用いた複写行為、及びデジタルカメラ、携帯電話、ビデオカメラ等を用いた撮影行為
  - 5) 喫煙行為、所定の場所以外での飲食
  - 6) 個人カード及び個人CDの貸与・譲渡によるYDBサービス利用
- 2.YDB eLibraryの利用にあたり、以下の行為を禁じます。
  - 1) YDB eLibraryメンバー本人以外のログイン及び利用

- 2) 1つの個人CD(ログインID)を用いて同時にアクセスする行為
- 3) YDB eLibraryメンバー本人が常用するPC、デバイス以外からの利用
- 4) PC、デバイスに備わっている機能を用いた複写行為(画面キャプチャを含む)、カメラ、ビデオカメラ等を用いた撮影行為
- 5) プログラム等による大量のアクセス、通常の資料閲覧行為から逸脱したアクセス

3.上記1～2項並びに当社が不適切と判断した行為により会員又は当社に損害を与えた場合は、当該会員はYDBを退会し、その損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第9条 著作権について

- 1.当社はマーケットレポート等の法人等著作権であり、著作者人格権たる公表権・氏名表示権・同一性保持権をはじめ、複製権・頒布権・公衆送信権・貸与権・口述権・翻訳権・譲渡権等、著作者として全ての権利を保有します。
- 2.マーケットレポート等の転載・引用は、原則として購入者(または実質的な利用者)の社内向けのみ可能です。社外向け出版物等への転載・引用は、事前に当社へ申請し当社が承諾した場合に限り可能です。
- 3.転載・引用者(以下「使用者」といいます)は、転載・引用する際に、著作権者である当社の名称と出典元である資料名等を明記するものとします。また、使用者が社外向け出版物等に転載・引用する場合には、事前に掲載内容および表現形式等について当社の検収を受けるものとし、転載・引用された出版物等を当社に納めるものとします。
- 4.当社は転載・引用された情報等の原内容そのものについてのみ責任を負うものであり、転載・引用された結果として何らかの問題が生じた場合、その責任の一切は使用者にあるものとします。
- 5.使用者は、転載・引用する情報等を第三者に対し転載・引用を許諾する権限がないことを確認するものとします。使用者は、転載・引用した情報等を第三者が転載・引用していることを覚知した場合は、速やかに当社に対し通知するものとします。
- 6.上記1～5項に反した場合は、当該会員はYDBを退会し、その損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第10条 機密保持

- 1.当社はYDBサービスにあたって、会員から当社が得た業務情報、問い合わせ内容、個人情報、利用履歴、事業所のグローバルIPアドレス等の機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、第11条1項については、この限りではないものとします。

#### 第11条 個人情報の取り扱い

- 1.利用目的  
登録申込み及び会員の利用にあたり当社が取得した個人情報は、会員の連絡先情報と利用状況に限定し、会員と当社との連絡に使用します。  
利用目的は以下のとおりとします。
  - 1) YDBの運営管理及び会員窓口からのお問い合わせ等に対する報告
  - 2) マーケットレポート等の当社商品・サービス(資料目録及び新刊案内の送付・セミナー開催等)の案内連絡の手段は、郵便・電話・FAX・E-Mail(メールマガジンを含む)を利用します。また、利用者から会員窓口の部署及び氏名の問い合わせがあった場合において、本人確認(名刺及び社員証等)ができる場合に限り、会員窓口の部署と名前をお知らせ致します。  
上記以外の利用目的又は法令等に基づく要請の範囲を超えた利用は行いません。
- 2.個人情報の提供  
当社が取得した個人情報は、第三者に提供することはありません。
- 3.個人情報の開示等への対応  
当社が取得した個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去の求めがある場合には下記の窓口で対応します。  
個人情報相談受付窓口 TEL:03-5371-7054 E-mail:p-info@yano.co.jp  
なお、当社の個人情報保護方針は、[https://www.yano.co.jp/privacy\\_policy/](https://www.yano.co.jp/privacy_policy/)をご覧ください。
- 4.個人情報保護管理者  
管理者 株式会社矢野経済研究所 管理本部長  
連絡先 個人情報相談受付窓口 TEL:03-5371-7054  
E-mail:p-info@yano.co.jp

#### 第12条 権利義務の譲渡について

- 1.会員は、本契約上の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の一部又は全部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。ただし、企業間の合併等の営業譲受により名称変更が生じる場合は、その限りではないものとします。

#### 第13条 契約の解除について

- 1.当社または会員は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 1) 故意または重大な過失により本契約に違反する行為があった場合
  - 2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
  - 3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - 4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- 2.当社は、相当期間を定めて行った催告後も、債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができます。

#### 第14条 サービスの中断

- 1.YDBの営業日の変更、各閲覧室の開館閉館時間の変更、YDB会員専用サイトのメンテナンスのための中断は、事前にYDB会員専用サイト、閲覧室内にて掲示するものとします。
- 2.当社は第6条1項、第8条2項の1)～5)について、本規程に反する利用と判断しうる状況を覚知した際に、一時的に当該ログインIDのYDB eLibraryの閲覧サービスの提供を中断できるものとします。また閲覧室の休館日に中断した場合の対応は、次の営業日以降とします。
- 3.やむを得ない事情によりYDBサービスを中断した場合は、発生後速やかに対応するものとします。

#### 第15条 免責

- 1.当社が本規程に基づく債務を履行しないことにより会員に損害を与え、当社が賠償責任を負う場合、その賠償額は、損害の直接の原因となった取扱商品について、会員が当社に支払った代金相当額を上限とします。
- 2.いかなる場合においても、当社は、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、遺失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 3.本規程に基づく債務を履行しないことにより会員が被った損害が、当社の故意または重過失に起因するものである場合には、上記1～2項の規定は適用しないものとします。

#### 第16条 裁判管轄について

- 1.本契約に関する一切の紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第17条 契約満了後の効力

- 1.本契約の満了後においても、第9条～第12条、第15条、第16条、及び本条は有効に存続するものとします。

改定日:2006年4月1日  
改定日:2007年6月1日  
改定日:2010年4月1日  
改定日:2013年1月7日  
改定日:2015年10月1日  
改定日:2018年4月1日  
改定日:2022年4月1日

株式会社矢野経済研究所  
代表取締役社長 水越 孝